

ハンセン病患者人権保障及補償法

中華民國 2008 年 7 月 18 日

立法院第 7 層第 1 会第 19 次會議通過

第1条 隔離治療政策によって社会から排除し、心身ともに苦痛を受けたハンセン病患者に対し、慰撫するとともに補償並びにその医療及び安心して養生する權益を保障するために、特に本法を制定する。

本法に定めなきところは、他の法令が適用される。

第2条 本法にいうハンセン病患者とは、関係する法令が規定する痲瘋（らい）病の病人及び回復者をいう。その他の法令にいう痲瘋（らい）病と痲瘋（らい）病の病人という用語は、本法施行日から 6 ヶ月以内におのおのの主管機関庁が本法にしたがってこれを修正する。

第3条 法に定める補償及び保障の方式は次の通り

1 名譽回復：公に謝罪すること、死者を追悼し、ハンセン病に関する正確な知識を積極的に宣伝し、ハンセン病患者の名譽を回復する社会教育政策を推進することを含む

2 補償金の給与

3 医療の權益：ハンセン病患者特有の心身の状況が必要とする医療施設、設備並びにその配置充足の医事行政に努め、ハンセン病予防治療の研究を行うことを含む。

4 安養の權益：社会と家庭の協力の回帰、終生の治療と看護、リハビリ及び療養の措置を含む；本法施行前にハンセン病患者が院内に居住し看護を受けている状況、当該ハンセン病患者の療養期間に配慮し、居住させることを伴わなければならない。

第4条 本法の主管機関は中央衛生主管機関である。

第5条 中華民國 34 年（1945 年）10 月 25 日から本法施行までの間にハンセン病に罹患したことのある生存者は、以下の規定に基づいて補償を給与される。

1 34 年（1945 年）10 月 25 日から 51 年（1962 年）3 月 31 日までの間に入所した者は、その入所期間 1 年につき 12 万元の補償を受ける。

2 51 年（1962 年）4 月 1 日から 71 年（1982 年）12 月 31 日まで

の間に入所した者は、その入所期間 1 年につき 8 万元の補償を受ける。

3 前 2 号に該当しない者は、20 万元の基本補償金を受ける。

前項第 1 号、第 2 号の補償金は、1 年未満の部分については、月単位の比例計算による：1 ヶ月未満の部分は 1 ヶ月とする。

ハンセン病でないのに誤って強制隔離された者に対する補償の基準は、入所期間 1 年につき 10 万元とし、1 年未満のものについては月単位で計算する。

第6条 (省略) 補償金請求用紙の記載事項に関する規定

第7条 主管機関は申請を受理した後 3 ヶ月以内に審査を終え、申請人にその結果を通知する。

主管機関により審査に基づき補償資格があると認定された者は、審査結果通知が送達された翌日から 2 ヶ月以内に補償金を発給される。

(省略)

第8条 政府は楽生療養院内の適当な範囲をハンセン病療養の区画とし、記念および公共衛生教育の用に供する。

第9条 補償金請求権は譲渡したり、継承したり差し押さえたり担保に供することはできない。

第10条 中華民國 34 年 (1945 年) 10 月 25 日から本法施行までの間にハンセン病に罹患し、94 年 (2005 年) 10 月 26 日から本法施行までの間に死亡した者は、配偶者、直系卑属がある場合には、これに見舞金として遺族に 20 万元を支給する。

第11条 本法による補償金あるいは見舞金については所得税を免除する。